

空き店舗などを利用した 創業のための補助金



須坂市では空き店舗の活用と、にぎわいの創出、地域の活性化のため、創業者を応援しています。（わざわざ店等開設支援事業）

1. 店舗準備への補助金

店舗開設のための改修費を補助します。

（手続きの流れについては裏面をご覧ください）

お店の改修費の **1 / 5** 以内（100万円限度）

新築物件への出店、設備や什器類の一部など、改修費の対象とならない経費があります

特例：申請者が須坂市在住で工事費の1/2以上を市内業者に発注する場合は **1 / 4** 以内(150万円限度)

2. 店舗家賃への補助金

家賃を1年間補助します。

店舗部分の家賃の **2 / 3** 以内（60万円限度／年間）

3. 営業中店舗への補助金

お客様が使う設備の改修費を補助します。

キッズスペース設置、バリアフリー化、トイレの洋式化など

改修費の **1 / 4** 以内(100万円限度) <5年以上営業している店舗が対象>

補助金の交付は1.2.3のいずれかになります

ご注意

以下については補助金の対象になりません。

- ・市役所発行の「補助金交付決定通知書」を受け取る前に着工した。（事前着工）
- ・風俗営業（スナック・雀荘・ゲームセンターなど）にあたる業種
- ・より賑わい創出につながる店舗への補助を優先するため、不特定多数の一般客向けの店舗ではない場合（学習塾や理・美容業、医療業、会員制・予約制営業、事務用途など）
- ・須坂市内の業者に工事等を発注しない場合
- ・年間250日以上営業しない場合
- ・フランチャイズ等のチェーン店を開業する場合
- ・市内で店舗を移転する場合
- ・申請者が市の税金などを滞納している場合

この他にも条件があります。詳しくはお問合せ下さい

補助金予算枠の都合により、ご希望の工期に添えない場合がありますので、お早めにご相談ください

須坂市 産業振興部 商業観光課 商業・サービス産業振興係

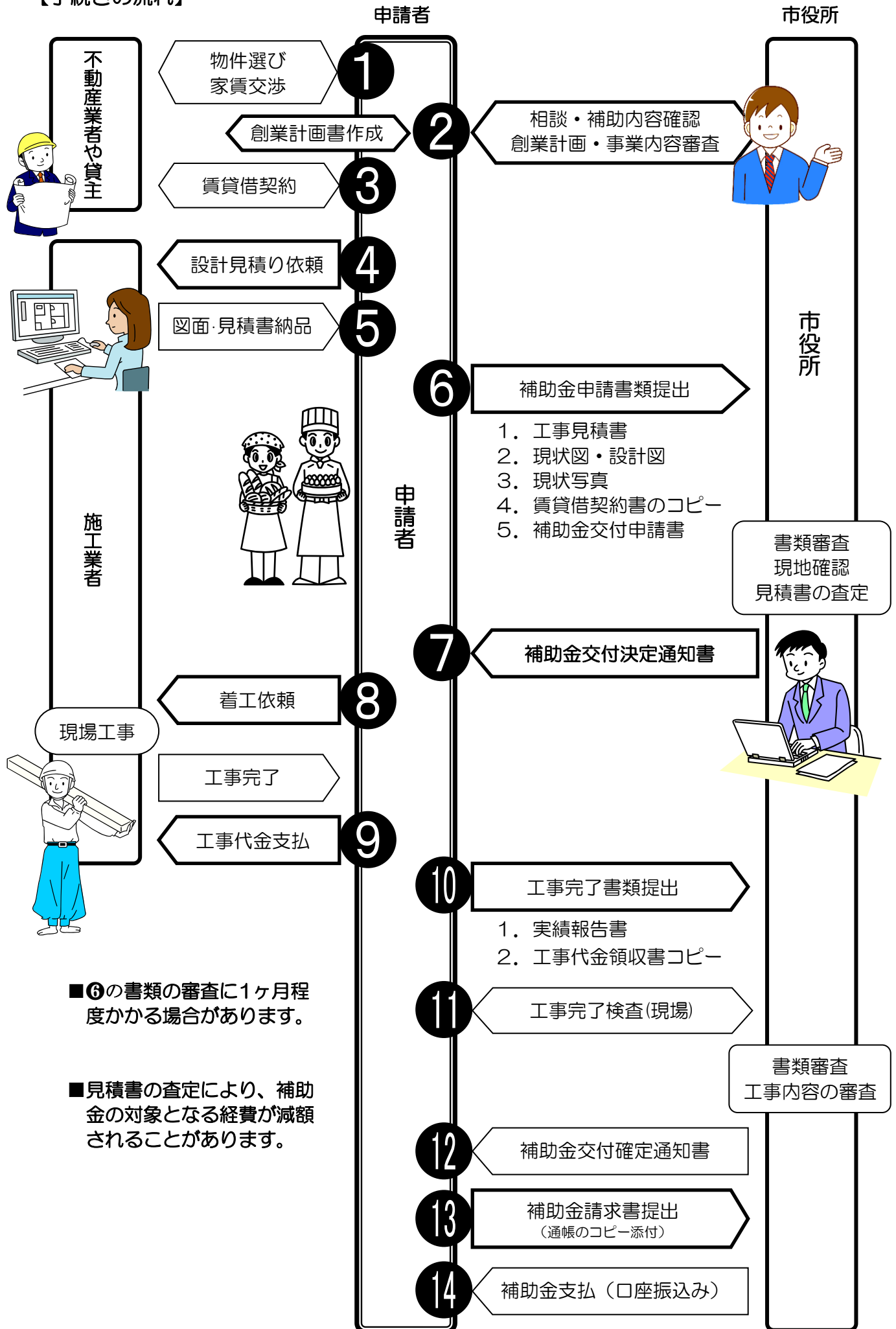
☎ 026-248-9005

✉ syogyokanko@city.suzaka.nagano.jp

詳しい事業案内はこちら→



【手続きの流れ】



■⑥の書類の審査に1ヶ月程度かかる場合があります。

■見積書の査定により、補助金の対象となる経費が減額されることがあります。